

（後部反射器）

**第67条の2** 平成37年6月14日以前に製作された第一種原動機付自転車及び平成32年6月14日以前に製作された第二種原動機付自転車については、細目告示第248条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第226号）による改正前の細目告示第248条の規定に適合するものであればよい。